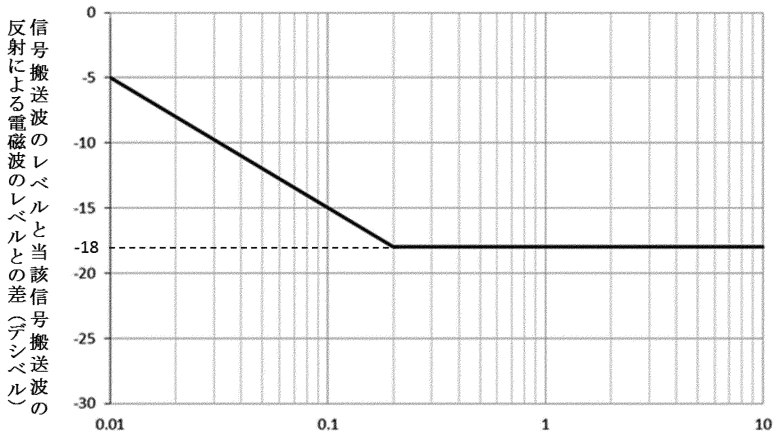
0x03（ヘッダ圧縮したＩＰパケット）	0x22F2
0xFE（伝送制御信号パケット）	0x0087
0xFF（ヌルパケット）	—（再送不要）
その他	未定義

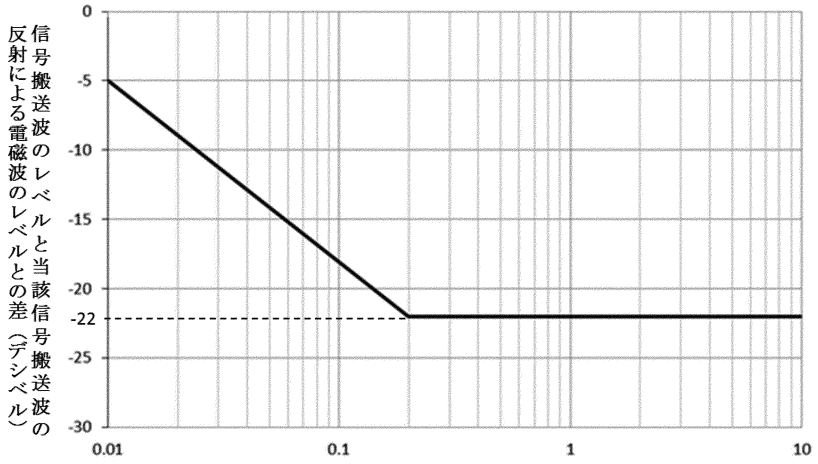
別図第十の次に次の１図を加える。

別図第十一（第19条第１項の表の６の項関係）

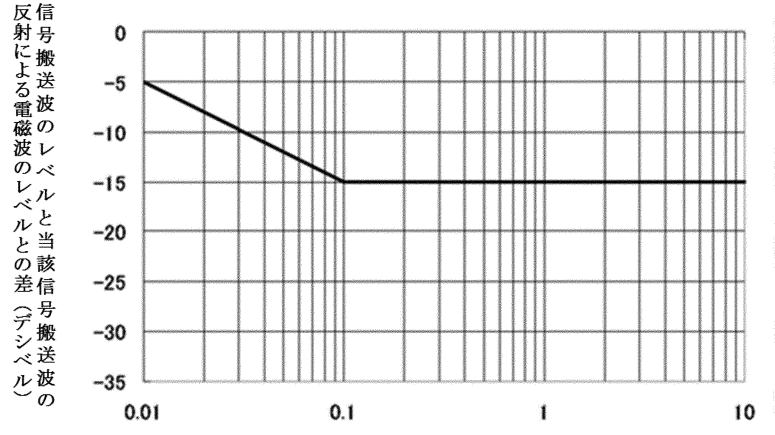
⑴　一六値直交振幅変調（符号化率一二〇分の四一から一二〇分の九三まで）の場合



⑵　一六値直交振幅変調（符号化率一二〇分の九七から一二〇分の一〇九まで）の場合



⑶　上記以外の場合



附　則

（施行期日）

１　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第十八条の標準衛星デジタルテレビジョン放送方式に係る搬送波の周波数については、第二条の規定による改正後の有線一般放送の品質に関する技術基準を定める省令第十八条の規定にかかわらず、平成二十七年三月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（放送法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

３　放送法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十五年総務省令第七号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「なお従前の例による」を「なお従前の例によることができる」に改める。

○外務省令第二号

領事官の徴収する手数料に関する政令（昭和二十七年政令第七十四号）第一条第一項及び第四項の規定に基づき、領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月二十日　　外務大臣　岸田　文雄

領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令

領事官の徴収する手数料の額を定める省令（昭和二十七年外務省令第四号）の一部を次のように改正する。